○国土交通省告示第七百六号

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成十八年国土交通省告示第三百四十八号）第十二条の規定により、別表に掲げる建設機械を排出ガス対策型建設機械に指定する。

平成二十六年六月二十六日　　国土交通大臣　太田　昭宏

（別表）排出ガス対策型建設機械

指定番号	建設機械の名称	建設機械の型式	申請者
3—475	発動発電機	ＤＣＡ—100ＬＳＩＥ	デンヨー㈱
3—476	発動発電機	ＤＣＡ—150ＬＳＫＥ	デンヨー㈱
3—477	電気溶接機	ＤＬＷ—200×２ＬＳＥ	デンヨー㈱
3—478	空気圧縮機	ＤＡＳ—410ＬＢ—Ｃ	デンヨー㈱
3—479	空気圧縮機	ＤＡＳ—410ＬＢ—Ｄ	デンヨー㈱
3—480	全回転型オールケーシング掘削機（硬質地盤用）	ＳＲＤ—1200Ｈ	三和機工㈱
3—481	全回転型オールケーシング掘削機（硬質地盤用）	ＳＲＤ—2500Ｈ	三和機工㈱
3—482	発動発電機	ＤＧＭ1000ＭＩ	㈱やまびこ
3—483	空気圧縮機	ＰＤＳ670Ｓ—４Ｃ５	北越工業㈱
3—484	空気圧縮機	ＰＤＳ670ＳＤ—４Ｃ５	北越工業㈱
3—485	空気圧縮機	ＰＤＳＧ750Ｓ—４Ｃ５	北越工業㈱
3—486	空気圧縮機	ＰＤＳＧ750ＳＤ—４Ｃ５	北越工業㈱
3—490	杭打ち用ウォータージェット	ＣＪ—145Ｅ型	調和工業㈱
3—491	杭打ち用ウォータージェット	ＡＴ—140ＥＳ・ⅤⅢ	㈱キナン
3—492	杭打ち用ウォータージェット	ＪＰ—140Ⅲ	㈱ワイビーエム

○国土交通省告示第七百七号

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成十八年国土交通省告示第三百四十八号）第三条の規定により、別表に掲げる原動機を排出ガス対策型原動機に認定する。

平成二十六年六月二十六日　　国土交通大臣　太田　昭宏

（別表）排出ガス対策型原動機

認定番号	原動機の名称及び型式	申請者
3—70	Ｄ1703—ＤＩ—Ｋ３Ａ	㈱クボタ

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第２２５号
北九州市若松区白山２丁目11番33号
債務者　津村　芳人（旧姓松崎）
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　洋行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２４６号
熊本市東区長嶺南７丁目３番５号
債務者　隈元　　均
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福西　武夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１３４号
大阪府松原市一津屋２丁目８番４—506号、旧店舗大阪府大阪狭山市大野台２丁目13—３
債務者　手づくりパン工房パンプキンこと　野里　茂樹
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横畠　裕典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２０１号
堺市西区津久野町３丁７番21号
債務者　梶　　光伴
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横畠　裕典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２０４号
北九州市八幡東区花尾町11番７号
債務者　鈴木　勇一
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠置　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２８６号
北九州市若松区中畑町４番９号、住民票上の住所北九州市八幡西区永犬丸南町１丁目18番７号
債務者　砂川　明男
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古野浩一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月10日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２６９号
熊本県菊池郡菊陽町花立１丁目13番17—102号　メゾン・ジェルメⅠ、前住所熊本市中央区渡鹿４丁目３番16—303号　ライオンズマンション大江東
債務者　松本勢伊子
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北島　武典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第９２号
山形県寒河江市栄町５番１号
債務者　佐藤　秀康
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
山形地方裁判所民事部